

故肥前守様御代親豊右衛門爲代御小人被召抱、其後小頭被仰付、被召抱時分等并病死仕年限承傳不申候。

一、父 同 安 兵 衛

中納言様御代、親豊右衛門爲代御小人被抱御奉公申上、元祿六年病死仕候。

右私由緒如此御座候。御家中渡り奉公仕罷在申候。被召抱被下候者難有忝可奉存候。以上。

篠原頼母内蔵三十四

長 兵 衛

與四右衛門由緒

一、會祖父 御小人 忠 兵 衛

大納言様御代、御小人被召抱、御奉公申上病死仕候。被召抱時分、并病死仕年限承傳不申候。

一、祖 父 同 忠 兵 衛

故肥前守様御代、親忠兵衛爲代御小人被召抱、御奉公申上病死仕候。被召抱時分、并病死仕年限承傳不申候。

一、父 同 忠 右 衛 門

中納言様御代、親忠兵衛爲代御小人被召抱御奉公相勤、

貞享二年病死仕候。

右私由緒如此御座候。御家中渡り奉公仕罷在申候。被召抱被下候者難有忝可奉存候。

永原左京内蔵三十八

與四右衛門

三人

右大納言様御代被召出候筋目之者相果、子孫御奉公奉願候者共。

右割場より裁許仕候御小人、并割場附小者之内、從御先代御奉公申上者共由緒書申付、私共方に控置帳面記之上申候。以上。

元祿十四年六月十六日 神保次郎太夫 判

郡 彌三兵衛 判

柘植平左衛門 判

岸 勘太夫 判

按ずるに、慶長十年利長卿富山養老附士帳に、御小人三拾六人、但一人八俵宛、御坊様衆御小人五人、但一人七俵宛、岩松様衆御小人五人。と見え、十二冊定書割場に、御小人頭

先年は六人有之處、近年四人有之。御歩並に而四拾俵被下置。御小人之人高八拾人、内六人小頭、平七拾四人、此内拾五人平生提灯持、十二人御玄關、此外小遣。とあり。湯淺祇廬の藩國官職通考に、御小人頭は、古來は士列にて勤之といひ傳ふ。藩祖高德公の時、荒木八右衛門御小人頭を勤めたり。瑞龍公の時に至りては、長谷川庄左衛門勤。とあり。是等其の起源なるべし。荒木八右衛門は、越前府中に召抱えられ、采地二拾石を賜へり。長谷川庄左衛門は、則ち八右衛門の子にて、寛永七年死すと長谷川系圖にあり。又慶長十年瑞龍公富山へ養老の時、御小人小頭喜左衛門と云ふあり。是等の記録に、小人の名目は舊き號也と云ふとあり。又利常卿小松に居給ふ時、御小人目付といふものありたるよし、夜話録に見ゆ。其の事は下條に記載す。

○御小人次郎兵衛傳話

三壺記に云ふ。利常卿の時、御小人次郎兵衛といふものあり。元は關東上野近邊の百姓なり。若年より盜賊の上手にて、一味の者三人あり。前橋近所の在郷寺に、眞言坊主一

人住居たり。名譽の行者にて、殊に手前甚だ有福なりしとて、彼の三人の盜人忍入りければ、坊主きびしく咎めたり。三人の盜賊共申すやうは、酒を呑み度しといふ。坊主聞いて、我ほし。他所へゆけといふ。それならば坊主の首をとらんと云ふ、然らばおぬしらが命をとらんと云ふ。盜共刀を抜き、打つてかゝる。坊主中庭へ出で、手をたゝき笑ふ。又追廻し切らんとすれば、客殿に立ちて笑ふ。三人の盜どもあきれて立退きけり。次郎兵衛一人立歸りて、扱も希代なる御事也。向後御弟子に罷成度し、いかやうとも奉頼とて降参するに、坊主聞いて、戒行あり、盜賊の心をさへたちぬれば願成就せりと云ふ。則ち本尊不動明王の前にて誓言致し、秘密の大事共相傳す。中にも貫の木をあけ、海老鎖をあくる事は、別けて奇妙なりとぞ。さて次郎兵衛其の後越中へ來り、弟子を取りたり。弟子共古國府の御坊へ入りて、多くの財寶を盗み、遂に召捕られ、次郎兵衛も共に籠舎せしに、毎夜籠より忍出で、在々所々に躍りなど致し、酒肴を取來りて籠へ立歸り、籠中にて酒宴を催す。籠番の者共迷惑がりて、其の旨注進す。追付き御成敗可被